

岐阜県緊急時モニタリング計画 新旧対照表

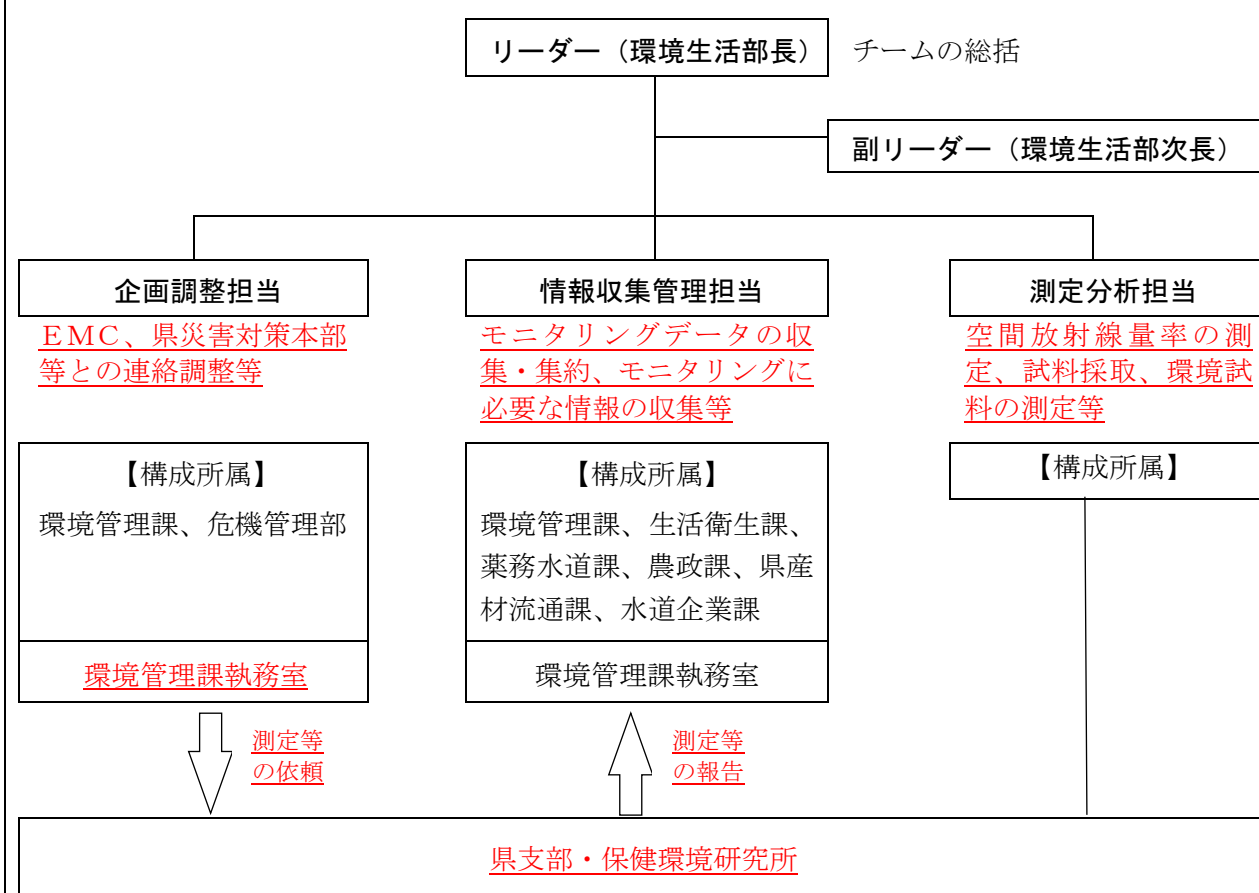
現行	修正案	修正理由
<p>3. 緊急時モニタリング等の体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) EMCの体制</p> <p>ア EMCは次の機関で構成する(図表4参照)。</p> <p>① 国(原子力規制庁等)</p> <p>② 県、福井県、滋賀県</p> <p>③ 原子力事業者</p> <p>④ 関係指定公共機関((独)放射線医学総合研究所及び(独)日本原子力研究開発機構)</p> <p>⑤ その他</p> <p>イ EMCは次の組織で活動する(図表5参照)。なお、センター長は原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は地方放射線モニタリング対策官、福井県原子力環境監視センター所長の順でその職務にあたる。</p> <p>① センター長(国)</p> <p>② センター長補佐(国、福井県)</p> <p>③ 企画調整グループ(国、県、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関)</p> <p>④ 情報収集管理グループ(国、県、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関)</p> <p>⑤ 測定分析担当(国、県、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関等)</p> <p>4. 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>ア 県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、国の地方放射線モニタリング対策官と定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。</p> <p>イ 県は、EMC構成機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上等を図る。</p> <p>ウ 県は、災害等の様々な要因によりモニタリング要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、緊急時モニタリングの実施に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。</p> <p>5. 協力要請</p> <p>略</p> <p>6. 緊急時の対応</p> <p>(1) 情報収集事態における対応</p> <p>情報収集事態(福井県敦賀市又は美浜町において震度5弱以上(福井県において震度6弱以上の</p>	<p>3 緊急時モニタリング等の体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) EMCの体制</p> <p>ア EMCは次の機関で構成する(図表4参照)。</p> <p>① 国(原子力規制庁等)</p> <p>② 県、福井県、滋賀県</p> <p>③ 原子力事業者</p> <p>④ 関係指定公共機関((国研)量子科学技術研究開発機構及び(国研)日本原子力研究開発機構)</p> <p>⑤ その他</p> <p>イ EMCは次の組織で活動する(図表5参照)。なお、センター長は原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長が務め、センター長が不在の間は原子力規制事務所上席放射線防災専門官、福井県原子力環境監視センター所長の順でその職務にあたる。</p> <p>① センター長(国)</p> <p>② センター長補佐(国、福井県)</p> <p>③ 企画調整グループ(国、県、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関)</p> <p>④ 情報収集管理グループ(国、県、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関)</p> <p>⑤ 測定分析担当(国、県、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関等)</p> <p>4 緊急時モニタリング等の体制の整備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>ア 県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、国の原子力規制事務所上席放射線防災専門官、定期的に協議を行い、緊密な連携を図る。</p> <p>イ 県は、EMC構成機関と平常時からの意見交換等を通じて緊密な連携を図るとともに、訓練及び研修等の実施を通じて、緊急時モニタリングに関する技術力の維持向上等を図る。</p> <p>ウ 県は、災害等の様々な要因によりモニタリング要員若しくは資機材又は双方が不足する可能性を考慮し、緊急時モニタリングの実施に支障がないよう、あらかじめ関係機関による支援体制等を確保する。</p> <p>5. 協力要請</p> <p>略</p> <p>6. 緊急時の対応</p> <p>(1) 情報収集事態における対応</p> <p>情報収集事態(福井県敦賀市又は美浜町において震度5弱又は震度5強の地震の発生を認知した</p>	<p>・組織変更に伴う修正</p> <p>・組織変更に伴う修正</p> <p>・組織変更に伴う修正</p>

<p><u>地震が発生した場合を除く。</u>）の地震の発生を認知した場合）に至った際には、県は、原子力施設からの放射性物質の放出を検出することができるよう平常時のモニタリングを継続する。なお、県は自然災害等の影響により固定観測局等に異常がある場合には代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。</p> <p>(2) 警戒事態における対応</p> <p>警戒事態（<u>福井県</u>において震度6弱以上の地震その他の自然災害を認知した場合等）に至った際には、県は、県防災計画に基づき「原子力災害警戒体制」をとり、災害情報集約センターを設置して、モニタリング結果を含む情報の収集・連絡体制を整えるとともに、緊急時モニタリングの準備を開始する。</p> <p>ア EMCの設置準備</p> <p>県は、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認やEMCへの要員派遣の準備を行う。</p> <p>イ 固定観測局の確認</p> <p>県は、固定観測局の稼働状況等の確認を行う。</p> <p>また、自然災害等の影響により異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。</p> <p>ウ 固定観測局による監視強化</p> <p>県は、固定観測局による空間放射線量率等の測定結果の監視を強化する。</p> <p>エ 必要な資料の確認</p> <p>県は、県内の平常時の空間放射線量率及び環境試料中放射性物質濃度等に係る資料の準備状況等の確認を行う。</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>施設敷地緊急事態に至った際には、国は、原子力災害が発生した地区の福井県原子力防災センター等にEMCを設置する。県は、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関とともに、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。</p> <p>EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。具体的には、固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、必要に応じ可搬型モニタリングポスト等の配置の見直しを行う。</p> <p>なお、県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、本計画及び県マニュアルに基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、EMCの一員として、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 復旧期モニタリング</p> <p>復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在及び将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p>	<p>場合）に至った際には、県は、原子力施設からの放射性物質の放出を検出することができるよう平常時のモニタリングを継続する。なお、県は自然災害等の影響により固定観測局等に異常がある場合には代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。</p> <p>(2) 警戒事態における対応</p> <p>警戒事態（福井県<u>敦賀市又は美浜町</u>において震度6弱以上の地震その他の自然災害を認知した場合等）に至った際には、県は、県防災計画に基づき「原子力災害警戒体制」をとり、災害情報集約センターを設置して、モニタリング結果を含む情報の収集・連絡体制を整えるとともに、緊急時モニタリングの準備を開始する。</p> <p>ア EMCの設置準備</p> <p>県は、EMCの立上げに備え、通信機器等の稼働状況の確認やEMCへの要員派遣の準備を行う。</p> <p>イ 固定観測局の確認</p> <p>県は、固定観測局の稼働状況等の確認を行う。</p> <p>また、自然災害等の影響により異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。</p> <p>ウ 固定観測局等による監視強化</p> <p>県は、固定観測局等による空間放射線量率等の測定結果の監視を強化する。</p> <p>エ 必要な資料の確認</p> <p>県は、県内の平常時の空間放射線量率及び環境試料中放射性物質濃度等に係る資料の準備状況等の確認を行う。</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>施設敷地緊急事態に至った際には、国は、原子力災害が発生した地区の福井県原子力防災センター等にEMCを設置する。県は、福井県、滋賀県、原子力事業者及び関係指定公共機関とともに、EMC構成要員の派遣及び資機材の提供を行う。</p> <p>EMCは、緊急時モニタリングを速やかに開始する。具体的には、固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、必要に応じ可搬型モニタリングポスト等の配置の見直しを行う。</p> <p>なお、県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、本計画及び県マニュアルに基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、EMCの一員として、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 復旧期モニタリング</p> <p>復旧期モニタリングは、<u>指針に基づき</u>、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在及び将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間放射線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。</p>	<p>・原子力災害対策指針改定に伴う修正</p> <p>・固定型だけでなく可能な限り、あらゆる手段を使って監視を強化する表現に修正</p> <p>(5)と表現を統一</p>
--	--	--

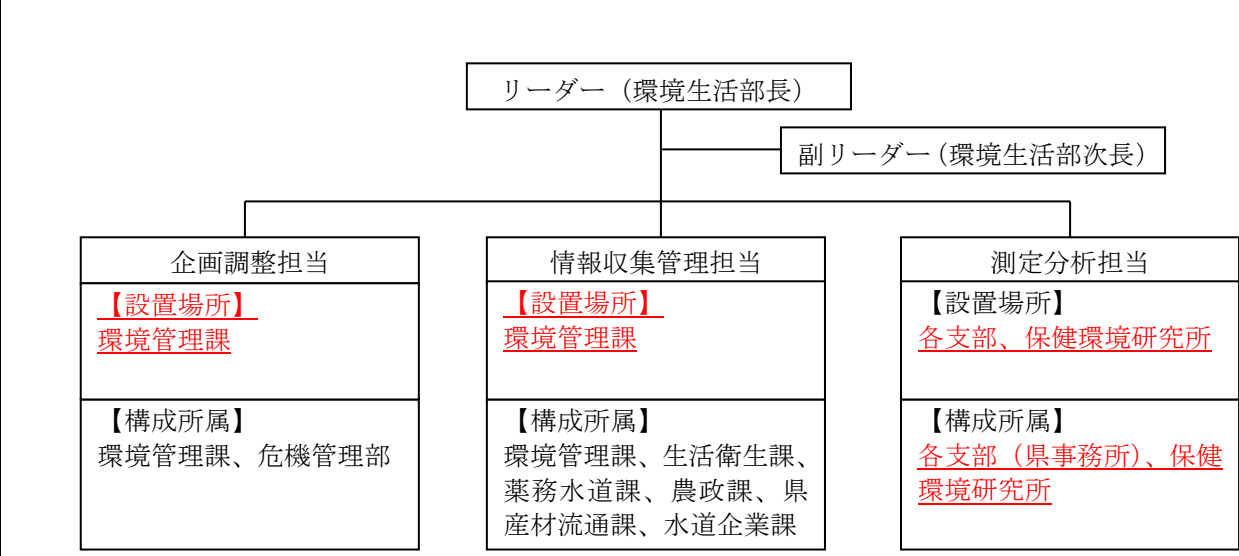
<p>7. モニタリング結果の確認及び公表</p> <p>(1) 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認</p> <p>緊急時モニタリング結果（警戒事態においては、強化された平常時モニタリングの結果。以下、本項において同じ。）については、EMC（警戒事態においては県。以下、本項において同じ。）に集め、EMCは、測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。</p> <p>妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部（警戒事態においては、県から原子力規制委員会原子力事故警戒本部）に現地の情報を必要に応じて付与し報告する。</p> <p>さらに、国の原子力事故対策本部あるいは原子力災害対策本部で評価した緊急時モニタリングの結果について県は市町村その他関係機関と共有する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>7. モニタリング結果の確認及び公表</p> <p>(1) 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認</p> <p>緊急時モニタリング結果（警戒事態においては、強化された平常時モニタリングの結果。以下、本項において同じ。）については、EMC（警戒事態においては県。以下、本項において同じ。）に集め、EMCは、測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。</p> <p>妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、EMCから国の原子力事故対策本部又は原子力災害対策本部（警戒事態においては、県から原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）に現地の情報を必要に応じて付与し報告する。</p> <p>さらに、国の原子力事故対策本部あるいは原子力災害対策本部で評価した緊急時モニタリングの結果について県は市町村その他関係機関と共有する。</p> <p>(2) 略</p>	<p>組織変更に伴う変更</p>
--	--	------------------

現行		修正案		修正理由
図表1 緊急時モニタリング等の体制		図表1 緊急時モニタリング等の体制		・組織変更に伴う修正
	緊急時モニタリング等の体制			
	岐阜県	国（参考）		
【情報収集事態】	平常時モニタリングを継続		【情報収集事態】 平常時モニタリングを継続	
【警戒事態】	災害情報集約センターの設置 ・平常時モニタリングの監視強化 ・EMCへの要員派遣の準備 ・緊急時モニタリングの準備	EMCの設置準備	【警戒事態】 災害情報集約センターの設置 ・平常時モニタリングの監視強化 ・EMCへの要員派遣の準備 ・緊急時モニタリングの準備	EMCの設置準備
【施設敷地緊急事態】	緊急時モニタリングチームの設置 ・EMCへの要員派遣 ・EMCの一員として緊急時モニタリングを実施 ・必要に応じ県独自モニタリングを実施	EMCの設置（構成） ・国（原子力規制庁 他） ・岐阜県 ・福井県、滋賀県 ・原子力事業者* ・関係指定公共機関 （独）日本原子力研究開発機構 （独）放射線医学総合研究所 ・その他	【施設敷地緊急事態】 緊急時モニタリングチームの設置 ・EMCへの要員派遣 ・EMCの一員として緊急時モニタリングを実施 ・必要に応じ県独自モニタリングを実施	EMCの設置（構成） ・国（原子力規制庁 他） ・岐阜県 ・福井県、滋賀県 ・原子力事業者* ・関係指定公共機関 （国研）日本原子力研究開発機構 （国研）量子科学技術研究開発機構 ・その他
【全面緊急事態】	*体制図は図表2に示す *各担当の役割は図表3に示す	*体制図は図表4に示す *各グループの役割は図表5に示す	【全面緊急事態】	*体制図は図表4に示す *各グループの役割は図表5に示す

図表2 緊急時モニタリングチーム 体制図



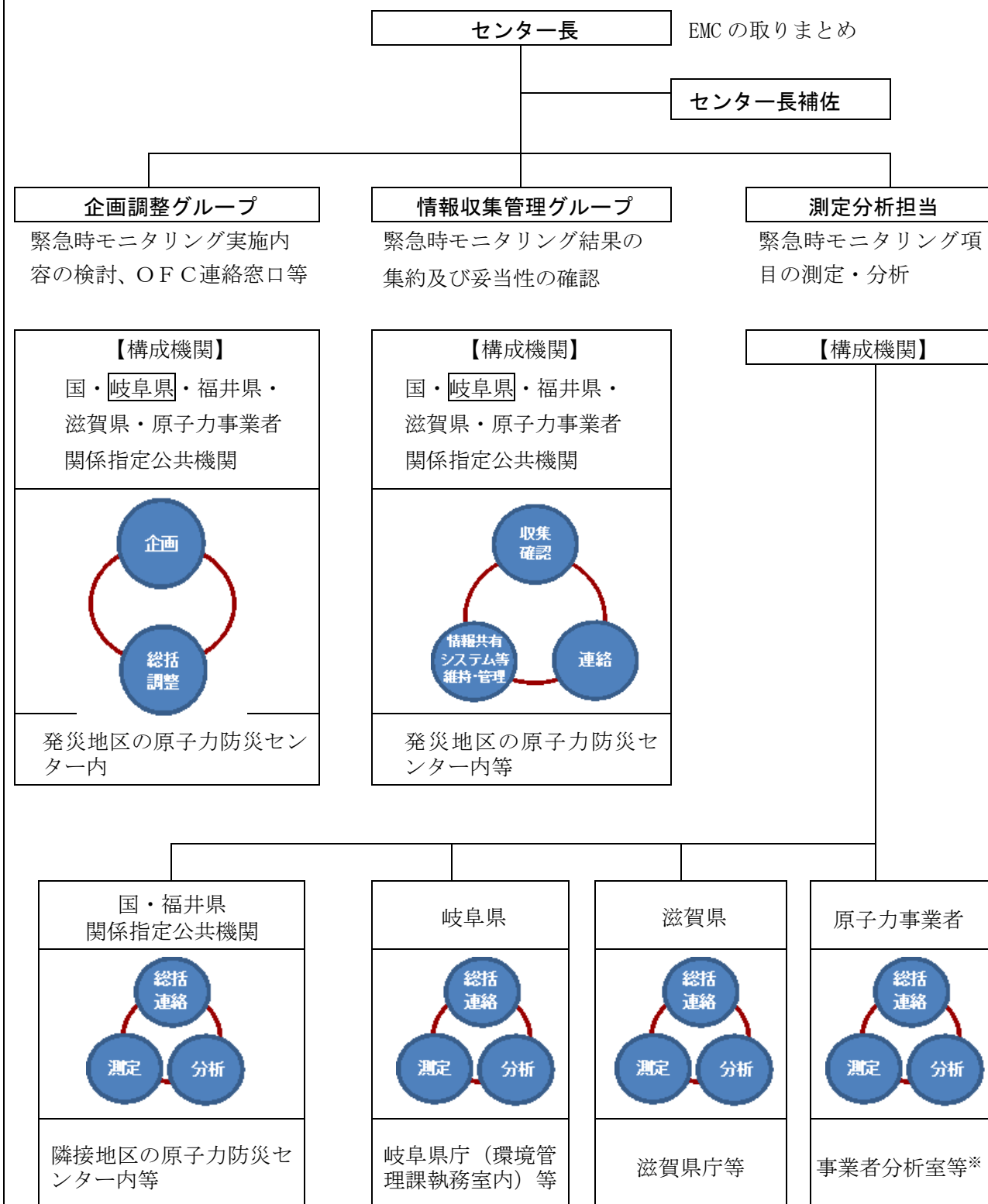
図表2 緊急時モニタリングチーム 体制図



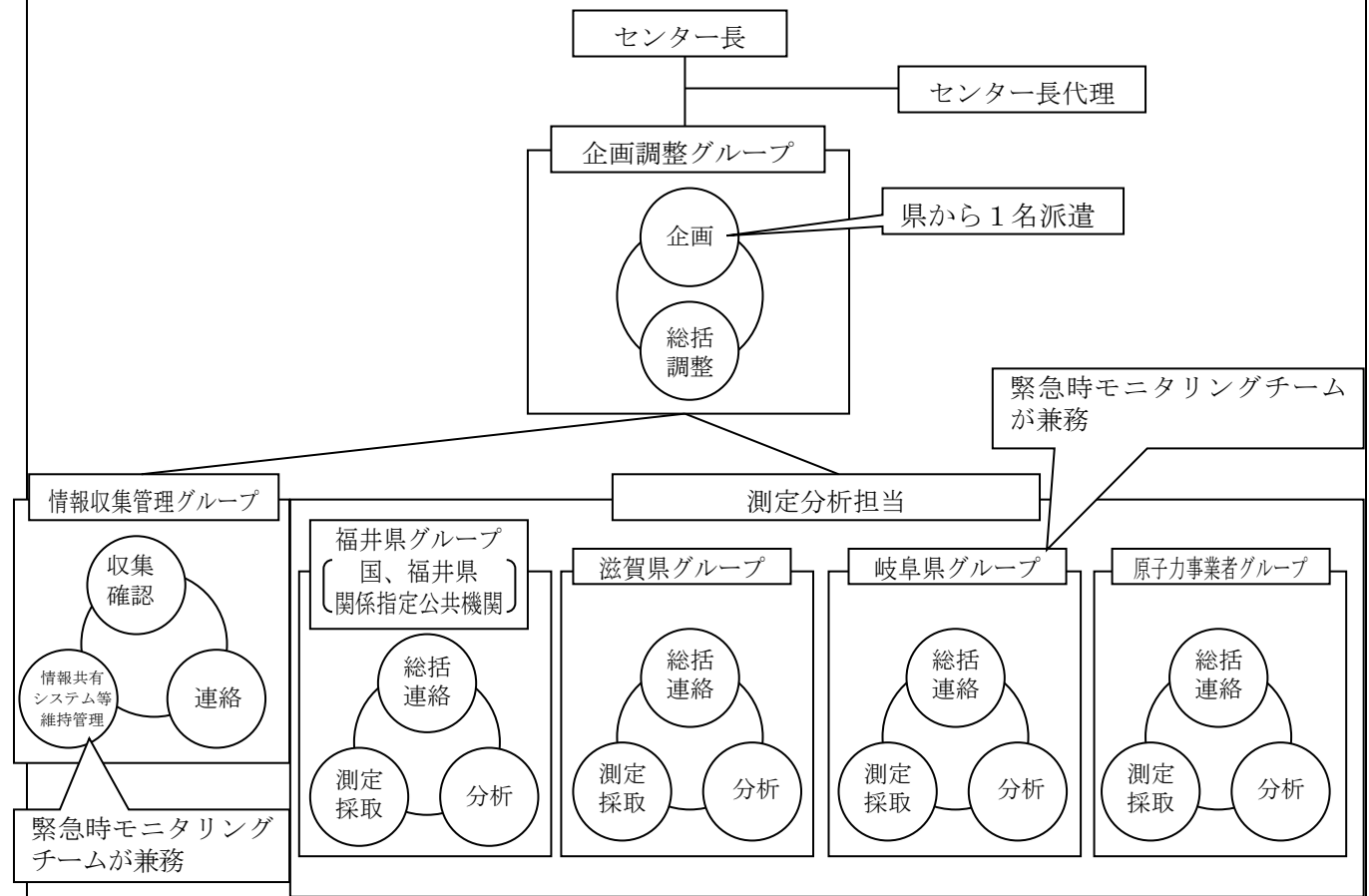
- ・設置場所の記載を追記
- ・県支部・保健環境研究所の記載場所を修正
- ・具体的な役割は環境放射線モニタリングマニュアルに記載することとし、削除

現行			修正案			修正理由
図表3 緊急時モニタリングチーム 各担当の役割			図表3 緊急時モニタリングチーム 各担当の役割			
担当	業務内容	EMCにおける役割	担当	業務内容	EMCにおける役割	・EMC設置要領改訂に伴う修正
リーダー	・緊急時モニタリングチームの総括		リーダー	・緊急時モニタリングチームの総括		
副リーダー	・リーダーの補佐 ・リーダー不在の場合、リーダー代行		副リーダー	・リーダーの補佐 ・リーダー不在の場合、リーダー代行		
企画調整担当	・EMC、県災害対策本部等との連絡調整 ・緊急時モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリングの班編成 ・モニタリング要員・資機材・車両の管理、調整 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・県独自モニタリングの実施内容（指示書）の作成	・測定分析担当（総括・連絡班）として活動 ・企画調整グループ（企画班）へ要員を派遣	企画調整担当	・EMC、県災害対策本部等との連絡調整 ・緊急時モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・モニタリングの班編成 ・モニタリング要員・資機材・車両の管理、調整 ・モニタリング要員の被ばく管理、資機材の汚染管理 ・必要物資の調達等の庶務業務 ・県独自モニタリングの実施内容（指示書）の作成	・測定分析担当（総括・連絡班）として活動 ・企画調整グループ（企画班）へ要員を派遣 ・情報収集管理グループ（情報共有システム等の維持・管理班）として活動	
情報収集管理担当	・測定分析担当の測定結果の取りまとめ ・モニタリングポストデータ（福井県及び滋賀県等設置のモニタリングポストも含む。）の収集、整理 ・各種情報（放出源情報、気象情報等）の収集、整理	・情報収集管理グループ（情報共有システム等の維持・管理班）として活動	情報収集管理担当	・測定分析担当の測定結果の取りまとめ ・モニタリングポストデータ（福井県及び滋賀県並びに原子力事業者等が設置するモニタリングポストも含む。）の収集、整理 ・各種情報（ <u>飲食物検査状況</u> 、放出源情報、気象情報等）の収集、整理		
測定分析担当	・サーベイメータによる測定 ・可搬型モニタリングポスト等の設置、回収 ・大気中ヨウ素試料の採取、測定 ・環境試料の採取、測定	・測定分析担当（測定・採取班／分析班）として活動	測定分析担当	・サーベイメータによる測定 ・可搬型モニタリングポスト等の設置、回収 ・大気中ヨウ素試料の採取、測定 ・環境試料の採取、測定	・測定分析担当（測定・採取班／分析班）として活動	

図表4 緊急時モニタリングセンター（EMC） 体制図



図表4 緊急時モニタリングセンター（EMC） 体制図



・EMC設置要領改訂に伴う修正

図表5 緊急時モニタリングセンター（EMC） 各グループの役割

グループ	業務内容
センター長	・ EMCの総括
センター長補佐	・ センター長の補佐 ・ センター長不在の場合、センター長の代行
企画調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリング実施計画に基づく実施内容（指示書）の作成 ・ 緊急時モニタリング結果のERC*放射線班への報告 ・ 緊急時モニタリング結果の現地情報の付与（必要に応じ） ・ 緊急時モニタリング実施計画の改訂の提案 ・ OFC各班から提供される関連情報等のEMC内での共有OFC放射線班との連絡調整 ・ EMC構成要員、資機材等の確保（ERC*への動員要請） ・ EMCの運営支援（宿泊場所、食事の手配等） ・ 福井県及び関係周辺都道府県等との連絡調整、情報提供EMC構成機関が行うEMC構成要員の個人被ばく線量管理状況の収集
情報収集管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング結果の取りまとめ及び妥当性の確認 ・ 緊急時モニタリング結果の企画調整グループへの伝達 ・ 妥当性確認における測定分析担当への再調査の連絡
測定分析担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング結果の情報収集管理グループへの報告 ・ 可搬型モニタリングポストの設置、測定 ・ サーベイメータによる測定 ・ 大気中ヨウ素試料の採取、測定 ・ 環境試料の採取、測定 ・ 資機材等の管理（汚染管理を含む） ・ モニタリング要員の個人被ばく線量管理及び記録（EMC構成機関ごと） ・ 環境試料の保管、廃棄

図表5 緊急時モニタリングセンター（EMC） 各グループの役割

センター長（原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリング実施の全体指揮 ※センター長が不在の場合は、以下の順でセンター長代理としてその職務を代行 <ul style="list-style-type: none"> ①原子力規制事務所上席放射線防災専門官 ②福井県の環境放射線モニタリング組織の長等の緊急時モニタリングを指示できる職員 	
企画調整グループ	
企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリング実施計画案の修正 ・ 指示書、作業手順書の作成 ・ 緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 ・ ERC（国の対策本部）への動員要請リストの作成
総括・調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ EMC構成機関が行うEMC構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集 ・ EMCのすべての文書管理 ・ EMCの運営支援
情報収集管理グループ	
収集・確認班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリング結果の整理 ・ 緊急時モニタリング結果の関連情報の整理 ・ 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 ・ モニタリング地点周辺状況・気象情報等の付与 ・ 妥当性確認における再確認
連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ EMCの活動内容の記録 ・ ERC放射線班との情報伝達 ・ OFC（国の現地対策本部）放射線班との情報伝達 ・ EMC内の情報伝達
情報共有システム等維持・管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有システム及びテレメータ等の監視・維持 ・ モニタリングポスト等の稼働状況の監視・維持 ・ 異常値への対応
測定分析担当	
総括・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム編成 ・ 指示書の共有及び測定、分析の指示 ・ 緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報管理グループへの報告 ・ 分析班の分析進捗状況確認 ・ 屋外で活動する緊急時モニタリング要員のスクリーニング及び屋外で使用する資機材等の汚染管理 ・ EMC情報収集管理グループからの再確認依頼の対応 ・ 緊急時モニタリング要員の安全管理
測定・採取班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示書に基づいた測定対象地点における空間放射線量率の測定及び指定地点における環境試料の採取の実施 ・ 空間放射線量率の測定結果等の報告 ・ 採取した環境試料の分析班への引き渡し ・ 緊急時モニタリング要員の被ばく管理
分析班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生 ・ 採取した環境試料の前処理 ・ 分析試料の測定及び測定結果の報告 ・ 分析進捗状況の報告 ・ 環境試料の保管

・ EMC設置要領改訂に伴う修正
・ 組織変更に伴う修正